

早島町ごみ減量化推進協議会委員 活動の手引き

令和 8 年 4 月
早島町環境上下水道課

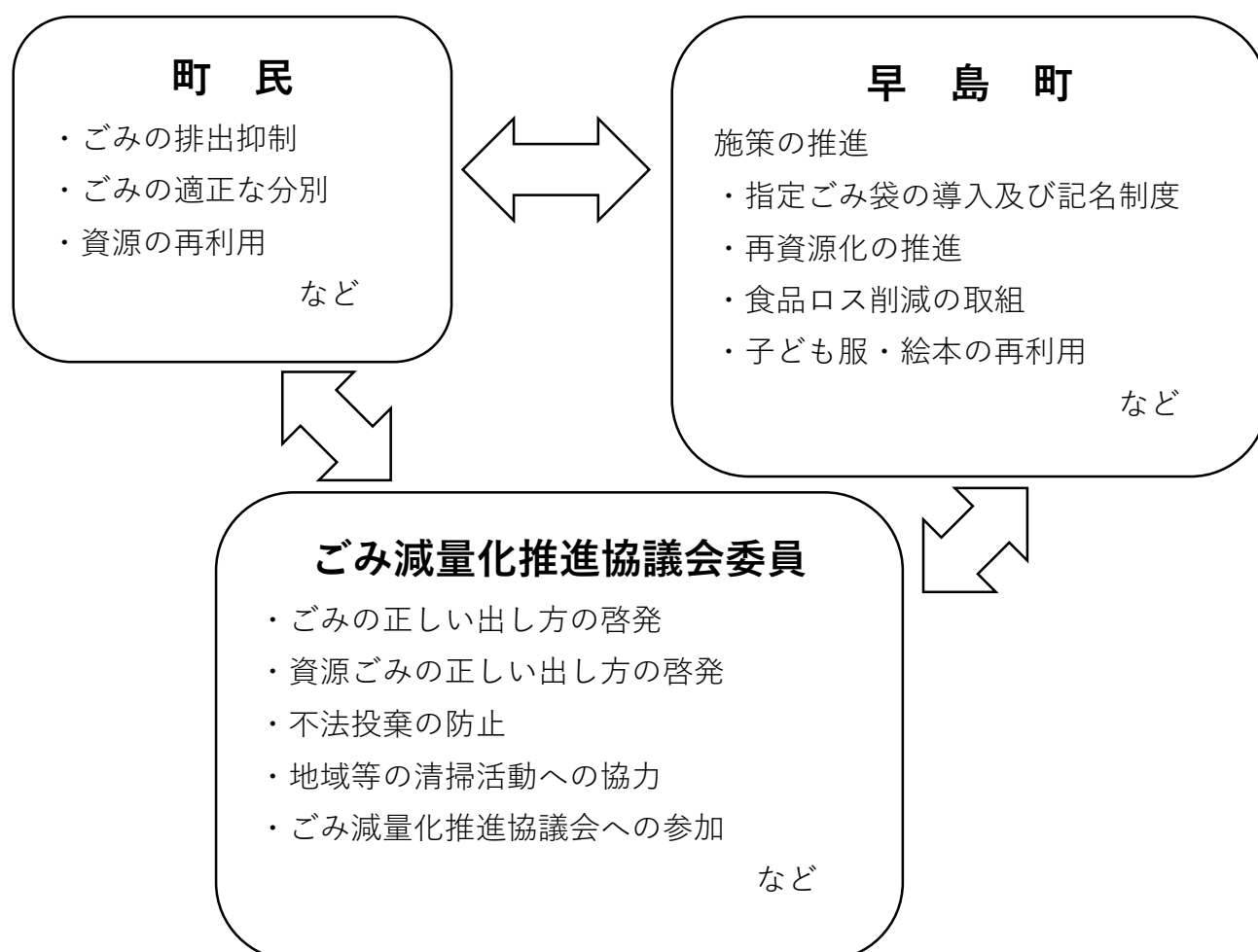
早島町ごみ減量化推進協議会委員について

1 経過

- 昭和 5 4 年 「早島町再資源化利用推進委員」制度を創設する。
平成 4 年 「早島町ごみ減量化推進協議会委員」へ名称変更する。

2 設置の趣旨

早島町のごみの減量化及び資源の再利用を進めるためには、町民一人ひとりの理解と協力が必要です。そこで、ごみの減量化と資源の再利用に関する意識が広く町民に浸透するよう、地域と町のパイプ役として、活動していただくことを目的にこの制度を設けています。ごみ減量化推進協議会委員と行政の協働により、「サステナブルな社会の実現」を目指しましょう！



活動にあたって

1 活動範囲は居住自治会等の区域内です

ごみ減量推進協議会委員は、自治会等の推薦により早島町長が委嘱しています。活動は居住する自治会等の区域内でお願いします。

2 自治会等との連携を図る

ごみの分別や出し方等の啓発のために、自治会等の会議に参加し、情報を共有するなど、自治会等の中での連携を図り、円滑に活動ができるようお願いします。

環境上下水道課から自治会等へ依頼している事項は次のとおりです。

- ・一斉清掃
- ・ごみステーションの設置・管理
- ・ごみ減量化推進協議会委員の推薦 など

3 違反ごみの開封はしない

特に、「燃やせるごみ」はプライバシーに関わるものが多く、近所トラブルの原因となりますので、違反ごみは開封しないでください。頻繁に違反ごみが出るようであれば、環境上下水道課にご相談ください。

4 委員の任期について

ごみ減量化推進協議会委員の任期は2年間です。

任期の途中で交代（退任）する場合は、自治会長等に相談の上、環境上下水道課へご連絡ください。その後、環境上下水道課から自治会長等に、退任者の辞職願用紙と新任者の推薦書及び就任承諾書をお送りします。

活動内容について

ごみの正しい出し方の啓発	ごみの収集日・分別・出し方について、広報はやしまの「まちのカレンダー」や「家庭ごみの出し方」等を見て、困っている人などに教えてあげてください。
	違反ごみの排出が多いごみステーションについては、自治会等と町が連携を図り、啓発看板の設置や啓発チラシの配布等を行います。また、現地で呼びかけをするなど、可能な範囲でご協力をお願いします。
	自治会等の会議に参加し、資料を共有するなど、正しいごみの分別や出し方について、啓発を行ってください。
資源ごみの正しい出し方の啓発	資源ごみ回収活動の促進を図り、自治会等と連携して正しい分別や出し方について、啓発を行ってください。
不法投棄の防止	不法投棄しているところを目撃した場合は、日時・場所・ごみの内容・投棄者の車両ナンバー・会社名等を確認し、倉敷警察署へ通報してください。 倉敷警察署 (086) 426-0110
	不法投棄物を発見した場合は動かさず、次のとおり対応してください。 【町が管理する土地（道路、水路、町有地）の場合】 環境上下水道課へ連絡してください。 【私有地の場合】 投棄場所の土地所有者又は管理者に連絡してください。なお、町では対応できないので、排出者が特定できない場合、土地所有者又は管理者で処理していただきます。
	自治会等の区域内で不法投棄されやすい場所がある場合は、環境上下水道課までお知らせください。町の方で不法投棄の防止策を検討します。
地域等の清掃活動への協力	自治会等が行う清掃活動への参加をお願いします。また、早島町が行う環境美化行事へのご協力をお願いします。 5月 「春の一斉清掃」 7月 「夏の一斉清掃」 10月 「クリーンウォーキング」
ごみ減量化推進協議会への参加	ごみ減量化や資源の再利用について、町との連絡調整及び他自治会等との情報交換を行うため、ごみ減量化推進協議会への参加をお願いします。 5月又は6月 「第1回ごみ減量化推進協議会」 11月又は12月 「第2回ごみ減量化推進協議会」 その他必要に応じて開催されます。

ごみに関するQ&A

Q 1 ごみやごみ袋に赤色の違反シールが貼っているが、なに？

A 1 次のものが違反ごみに該当し、赤色の違反シールを貼ります。

- ・町指定ごみ袋で出されていないもの
- ・収集シールが貼られていないもの（収集シールは指定ごみ袋に入らないもの、収集車の積込作業中に指定ごみ袋が破れる恐れがあるものに利用）
- ・町指定ごみ袋及び収集シールに名前が書かれていないもの
- ・「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」が混入されたもの
- ・指定曜日以外の日に出されたもの

違反シールが貼られたものは収集できないので、違反内容を確認し、正しい収集日や分別方法で決められた収集日に出し直してください。

Q 2 なぜ収集日の朝 8 時 3 0 分までに出さないといけないの？

A 2 朝 8 時 3 0 分からごみステーションの収集を開始しますが、各ごみステーションを順次収集して行くことから、その日の渋滞状況やごみの収集量によって、ごみステーション毎の収集時間を設定することができません。

そのため、町内全域を朝 8 時 3 0 分までに出していただくよう統一していますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q 3 他自治会等の人がごみステーションを利用するので困っている、どうしたらいい？

A 3 環境上下水道課へ相談してください。

必要に応じて、ごみステーションに掲示する看板を作成し、または、設置することも可能です。

なお、繰り返し不正な利用が確認された場合に、排出者を特定することができれば、注意喚起の通知を送付することもできます。

ごみに関するQ&A

Q 4 スプレー缶は穴を開けてから出すの？

A 4 本町では、全国的に穴を開けない排出方法へ移行していることや、穴あけによる火災や爆発事故が依然として発生していることを踏まえ、令和8年4月からスプレー缶に穴を開けずに排出する方法に変更しました。

スプレー缶の中身を必ず使い切って、ガスを抜いたうえ、穴を開けずに排出してください。中身が残っている場合は、周囲に十分配慮した屋外で使い切って、ガスを抜いたうえ、第2土曜日に各自治会及び町内会のリサイクルステーションへ排出してください。

また、スプレー缶を燃えないごみとして排出すると、ごみ収集の架装部内で圧縮された際に管が破損し、噴出したガスが火気に触れて発火する恐れがありますので、必ず資源ごみとして出して下さい。

Q 5 ペットボトルのラベルとふたは外さないといけないの？

A 5 ペットボトル本体とふたやラベルは素材が違います。

資源ごみとして回収するペットボトルは、リサイクルマークPET 1が付いている無色透明のもののみです。ペットボトル本体からふたやラベルを取り、中を水洗いし、潰して、第4土曜日にリサイクルステーションにある緑色の網袋に入れてください。

ビニール袋やポリ袋に入ったものは回収できないので、必ず緑色の網袋に移し替えてください。

また、色付きのペットボトル、ふたやラベルは燃やせるごみとして出してください。

ごみに関するQ&A

Q 6 ボタン電池、充電式電池はどのように捨てたらいいの？

A 6 発火する恐れがあるため、ごみステーションに出すことはできません。

ボタン電池は一般社団法人電池工業会に登録された回収協力店へお問い合わせの上、持ち込んでください。

町内の協力店はデンキのヒラオカ、平松電器東店、町外であれば、家電量販店等へお問い合わせください。

充電式電池（主にニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）は、J B R Cに登録された協力店へお問い合わせの上、持ち込んでください。

町内の協力店はデンキのヒラオカ、平松電器東店、エディオン早島店、町外であれば、家電量販店等へお問い合わせください。

協力店が回収できない場合は、環境上下水道課までお問い合わせください。

Q 7 指定ごみ袋に入りきらない物は、ごみステーションに出していいの？

A 7 指定ごみ袋に入らないものは、収集シールを貼ってごみステーションに出すことができますが、長さ1 m、重さ20 kgを超えるものは、粗大ごみとして扱うので、ごみステーションに出すことができません。

ただし、例外として、自転車だけは長さ1 m、重さ20 kgを超えても、ごみステーションに出すことができます。

ごみに関するQ&A

Q 8 粗大ごみはどうやって出したらいいの？

A 8 粗大ごみの出し方は、自己搬入と戸別収集の2通りで、いずれも有料です。

自己搬入は、環境上下水道課で許可を受けて、燃やせるごみは指定された倉敷市の焼却施設、燃やせないごみは早島町一般廃棄物埋立処分地へ搬入してください。

戸別収集は、毎月第4水曜日の午後に株式会社早島クリーンセンターが収集しますので、前日の午後3時までに直接申し込んでください。

(株) 早島クリーンセンター (086) 483-0298

Q 9 年末年始のごみ収集は、通常通り回収しますか？

A 9 年末年始のごみ収集については、広報はやしま12月号及び1月号の「まちのカレンダー」に掲載しますので、ご確認の上、排出してください。

早島町都市整備部環境上下水道課

都窪郡早島町前潟 3 6 0 番地の 1

電 話 (0 8 6) 4 8 2 - 0 6 1 7

F A X (0 8 6) 4 8 2 - 0 6 5 2